

第 1 8 節 防災知識普及計画

- | | |
|-------|-----------------|
| 第 1 項 | 職員に対する防災教育 |
| 第 2 項 | 一般住民に対する防災知識の普及 |
| 第 3 項 | 防災に関する調査研究計画 |
| 第 4 項 | 防災意識調査 |
| 第 5 項 | 防災相談 |

《 基本方針 》

災害を防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、防災工事や防災関係施設、設備等のハード的な施策と同時に、防災に関する教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図り、ソフト面での防災力を向上させることが重要である。したがって市では、次の基本方針に基づき防災教育、訓練、調査等を行う。

- (1) 地域、職場、学校等と連携した防災訓練の実施
- (2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- (3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- (4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- (5) 学校での防災教育の推進
- (6) 災害危険箇所等の調査、点検

防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独または共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

《 現況/課題 》

本市では、市のホームページ及び広報誌「広報ちくしの」に重要水防箇所や避難所等の情報の掲載と、消防本部による消防広報「警鐘」に 6 月と 11 月の年 2 回の防災情報等の掲載を行っている。

また、地域住民（学校）等に防災訓練への参加の呼び掛けを通じて、防災知識の普及に努めている。

第 1 項 職員に対する防災教育

《 計画目標 》

1. 職員に対する防災知識普及

(1) 防災教育の方法

市は、防災業務に従事する職員に対し災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- 1) 講習会、研修会等の実施
- 2) 現地調査等の実施
- 3) 防災活動手引き等印刷物の配布
- 4) 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加

(2) 教育の内容

- 1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- 2) 非常召集の方法
- 3) 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
- 4) 過去の主な被害事例
- 5) 防災知識と技術
- 6) 防災関係法令の運用
- 7) その他の必要な事項

(3) 災害対策実施要領（災害対応マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや避難所管理マニュアルを整備し、防災訓練を実施するなど災害対策要領の習熟を図る。

第 2 項 一般住民に対する防災知識の普及

《 計画目標 》

1. 住民に対する防災知識普及

(1) 防災知識の普及の方法

- 1) 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催
- 2) 防災マップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布
- 3) 防災ビデオ等を用いての地域防災講習会の開催
- 4) 防災活動の中心となる地域活動拠点の整備についての検討
- 5) 防災行政無線、広報紙、広報車及びインターネットの利用
- 6) ラジオ、テレビ等の放送機関の利用

(2) 防災知識の普及の内容

市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対しハザードマップ等を示し、その習熟をうながしながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時取るべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

さらに、市は地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ等をわかりやすく作成

し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発及び防災リーダーの育成に努めるものとする。

《 防 災 知 識 の 普 及 内 容 》

- ア. 災害危険箇所、危険区域
- イ. 食糧・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ. 非常持ち出し品の準備
- エ. 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ. 災害発生時に取るべき行動
- カ. 避難所での行動
- キ. 災害時の連絡体制の確保
- ク. 気象及び予報・警報に関すること
- ケ. 過去の災害の紹介
- コ. その他の必要事項

(3) 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

2. 学校における防災知識普及【資料編*1*2*3 参照】

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

- (1) 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- (2) 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- (3) 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等の開催
- (6) 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- (7) 映画、スライド等による防災知識の普及、徹底
- (8) 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制確立
- (9) 「学校防災マニュアル作成の手引き」によるマニュアル等の作成

*1 ● 資料 2.18.1「防災教育の時期と場所」

*2 ● 資料 2.18.2「防災に関する指導の内容」

*3 ● 資料 2.18.3「防災年間指導計画（中学校の例）」

3. 避難心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の危険予想区域内の住民に避難者心得を周知しておく。

- (1) ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び市の広報誌等による防災上の注意事項に留意する。
- (2) 停電に備えて、懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意する。
- (3) 避難所、避難経路を確認しておく。
- (4) 隣近所の人と連絡方法を定めておく。
- (5) 非常時持出袋を準備しておく。

第 3 項 防災に関する調査研究計画

《 計画目標 》

1. 防災に関する調査研究計画

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査研究を行う。

- (1) 防災パトロールの実施
市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。
- (2) 対策会議の開催
防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。
- (3) 防災に関する研究成果等の収集
防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第 4 項 防災意識調査

《 計画目標 》

1. 防災意識調査

住民の防災意識を把握するためアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第 5 項 防災相談

《 計画目標 》

1. 防災相談

建築物の防火、耐震強化等を中心に防災相談所の開設を実施する。